

軽自動車税 税額改正のお知らせ

【問い合わせ】税務課市民税グループ（麻生庁舎）
Tel 0299-72-0811

平成 28 年 4 月 1 日から軽自動車税の税額が変更になります。登録時期（自動車検査証の初年度検査年月）により税額が変更になる場合があります。

○原動機付自転車および二輪車等の税額について

以下の車両については、購入や登録の時期に関わらず、すべての車両について平成 28 年度分以降の軽自動車税が新税額に変更になります。

車両区分	改正前（H27 年以前）	新税額（H28 年以降）
原動機付自転車 50cc 以下のもの	1,000 円 →	2,000 円
原動機付自転車 50cc 超 90cc 以下のもの	1,200 円 →	2,000 円
原動機付自転車 90cc 超 125cc 以下のもの	1,600 円 →	2,400 円
原動機付自転車三輪以上のもの（ミニカー）	2,500 円 →	3,700 円
二輪自動車 125cc 超 250cc 以下のもの	2,400 円 →	3,600 円
二輪自動車 250cc 以上のもの	4,000 円 →	6,000 円
小型特殊農耕作業用二輪のもの	1,600 円 →	2,000 円
小型特殊その他（フォークリフト等）	4,700 円 →	5,900 円
トラクター 1000cc 以下のもの	2,400 円 →	3,000 円
トラクター 1000cc を超えるもの	3,100 円 →	3,900 円

○三輪・四輪の軽自動車について

以下の車両については、登録時期により平成 28 年度以降の税額が異なります。

- ①平成 27 年 3 月 31 日までに登録した車両は現行税額が適用。
 - ②平成 27 年 4 月 1 日以降に初年度登録された車両は新税額が適用。
 - ③平成 28 年 4 月 1 日付で初年度検査から 13 年が経過し、14 年目の利用が始まる車両は重課税額が適用。
- ※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用車等の軽自動車および被けん引車は重課税の対象外になります。

車両区分	①現行税額	②新税額	③重課税額
軽自動車 三輪のもの	3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽自動車 自家用乗用車	7,200 円	10,800 円	12,900 円
軽自動車 営業用乗用車	5,500 円	6,900 円	8,200 円
軽自動車 自家用貨物車	4,000 円	5,000 円	6,000 円
軽自動車 営業用貨物車	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※三輪・四輪の軽自動車および原動機付自転車等について、平成 28 年 4 月 1 日に上記の車両を所有している方が課税の対象となります。



○グリーン化特例

グリーン化特例とは、低排出ガスおよび燃費性能にすぐれた環境負荷の少ない軽自動車に対して、税率を軽減するものです。

平成 27 年 4 月 1 日以降に初年度登録された減免対象車を取得する場合、平成 28 年度分のみ特例措置が適用されます。

車両区分	① 75%軽減※	② 50%軽減※	③ 25%軽減※
軽自動車 三輪のもの	1,000 円	2,000 円	3,000 円
軽自動車 自家用乗用車	2,700 円	5,400 円	8,100 円
軽自動車 営業用乗用車	1,800 円	3,500 円	5,200 円
軽自動車 自家用貨物車	1,300 円	2,500 円	3,800 円
軽自動車 営業用貨物車	1,000 円	1,900 円	2,900 円

※標準税額（新税額）より① 75% ② 50% ③ 25%軽減されます。

① H21 年の環境基準値より排出ガスを 10%以上軽減した電気自動車・天然ガス自動車

②乗用：平成 32 年度の環境基準値に達し、さらに 20%に達成した車

貨物：平成 27 年度の環境基準値に達し、さらに 35%を達成した車

③乗用：平成 32 年度の環境基準値を達成した車

貨物：平成 27 年度の環境基準値に達し、さらに 15%を達成した車

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

○税額変更の例

『平成 27 年 4 月に初年度登録された自家用乗用車（環境基準値 20%達成車）を同年 8 月に購入した場合』

▶平成 28 年 4 月の納税額・・・5,400 円

※グリーン化特例により、平成 27 年度中に初年度登録された環境基準達成車は平成 28 年度納税額のみ減税となります。

▶平成 29 年 4 月～平成 40 年 4 月の納税額・・・10,800 円

※平成 27 年 4 月以降の初年度登録となるので、新税額が適用されます。

▶平成 41 年 4 月の納税額・・・12,900 円

※平成 41 年度からは初年度登録より 13 年が経過し、14 年目の利用になるので重課税が適用となります。

○廃車等の手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で車両を所有（登録）されている方に年税額が課税されます。そのため、4 月 2 日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度がなく、その年度分の軽自動車税を納めていただくことになりますのでご注意ください。

税金のお知らせ

今月の税金

○国民健康保険税 第 9 期
納付期限（口座振替日）は
3月31日です。

税の納め忘れにご用心！

税金を納期限までに納めないことを滞納といいます。うっかり忘れていたとしても、本来納めるべき税額の他に、督促手数料や延滞金を納めていただくことになります。

滞納は、納税者にとって不利益になりますので、納期限内に納税してください。

市税はコンビニエンスストアでも納付できます

市税の納付方法が口座振替以外（市役所や銀行等での窓口納付）の方には便利な方法があります。各税目の納付書に記載してある「納期限」内で 30 万円以下であれば、全国のほとんどのコンビニエンスストアで、いつでも納付ができます。市役所や銀行等の窓口が閉じている時間帯はコンビニ納付が便利です。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ (定期集合注射)

平成 28 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

生後 91 日以上の犬は狂犬病予防法により、「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません（すべての犬が対象です）。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



○登録料等

区 分	登録している犬	登録していない犬
登録手数料	—	2,000円
注射済票交付手数料	350円	350円
予防注射料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

○犬の登録は生涯 1 回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年 1 回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは届け出をしてください。

地区	日程	時 間	実 施 場 所
玉造地区	4月17日(日)	9:00 ~ 9:20	沖洲集落センター
		9:30 ~ 9:45	羽生地区学習センター
		9:55 ~ 10:10	八木蒔地区学習センター
		10:20 ~ 10:35	澤屋商店前駐車場
		10:45 ~ 11:00	中山消防機庫
		11:10 ~ 11:25	旧上山組公民館
		11:35 ~ 11:45	江北産業跡地
		13:00 ~ 13:15	榎本農研研修センター
		13:25 ~ 13:40	若海農村集落センター
		13:55 ~ 14:25	行方市役所玉造庁舎
	4月18日(月)	9:00 ~ 9:15	藤井集会所
		9:25 ~ 9:40	荒宿農村集落センター
		9:50 ~ 10:10	玉川地区学習センター
		10:20 ~ 10:35	新田ふるさとコミュニティセンター
		10:45 ~ 11:00	手賀地区学習センター
		11:10 ~ 11:25	高須一本松前
		11:35 ~ 11:55	玉造西地区学習センター
		13:00 ~ 13:15	行方市泉配水場
		13:25 ~ 13:40	小座山農村集落センター

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

▶ 予防注射当日の問い合わせ ☎ 090-4597-3111

◇犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排泄物は必ず持ち帰りましょう。

地区	日程	時 間	実 施 場 所
北浦地区	4月10日(日)	9:00 ~ 9:15	前田商店
		9:25 ~ 9:40	行戸中央公民館
		9:50 ~ 10:05	南原生活改善センター
		10:15 ~ 10:35	㊤集荷所
		10:45 ~ 11:00	小貫地区学習センター
		11:10 ~ 11:25	J A グリーンショップ武田店跡
		11:35 ~ 11:55	武田地区館
		13:00 ~ 13:15	長野江田園都市センター
		13:25 ~ 13:40	金上農村集落センター
		13:45 ~ 14:00	東内宿バス停（北浦肥料倉庫）
	4月11日(月)	9:00 ~ 9:20	要地区館
		9:30 ~ 9:45	南高岡農村集落センター
		9:55 ~ 10:10	中根農村集落センター
		10:20 ~ 10:40	繁昌地区学習センター
		10:50 ~ 11:05	吉川農村集落センター
		11:15 ~ 11:30	北浦幼稚園
		11:35 ~ 12:00	行方市役所北浦庁舎

地区	日程	時 間	実 施 場 所
麻生地区	4月15日(金)	9:00 ~ 9:15	五町田ふるさとコミュニティセンター
		9:25 ~ 9:40	西浦地区学習センター
		9:50 ~ 10:05	今宿農村集落センター
		10:15 ~ 10:30	橋門四番組集会所
		10:40 ~ 10:55	小高地区館
		11:05 ~ 11:25	島並農村集落センター
		11:35 ~ 11:50	本城会館
		13:00 ~ 13:15	(有) 出沼喜之助商店前
		13:25 ~ 13:40	粗毛農村集落センター
	4月16日(土)	9:00 ~ 9:15	井貝農村集落センター
		9:25 ~ 9:40	谷津農村集落センター
		9:50 ~ 10:05	四鹿杉平農村集落センター
		10:15 ~ 10:30	青沼ふるさとコミュニティセンター
		10:40 ~ 10:55	石神構造改善センター
		11:05 ~ 11:20	太田地区館
		11:30 ~ 11:45	台矢幡集会所
		13:00 ~ 13:15	白浜ウォーキングセンター
		13:25 ~ 13:40	大和地区館
		13:50 ~ 14:05	天掛ふるさとコミュニティセンター

高齢者福祉事業について紹介します

行方市では、高齢者の方が介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援しています。

サービスの利用については、介護福祉課にお問い合わせください。



事業名	事業概要
軽度生活援助事業	介護保険制度の要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者のみの世帯またはひとり暮らし高齢者で日常生活の援助が必要な人を対象にホームヘルパーを派遣し、住居の清掃・生活必需品の買物等の家事援助を行います。
高齢者紙おむつ助成事業	介護保険制度の要支援者で紙おむつの介護用品を必要とする在宅の 65 歳以上の高齢者を対象に、行方市指定の薬局・薬店で利用できる助成券（紙おむつ等購入料金 1 カ月 5,000 円を上限とし、1 割自己負担）を交付します（1 カ月のうち 15 日以上ショートステイを利用した者を除きます）。
在宅介護慰労金支給事業	5 月 31 日現在、介護保険の要介護 4・5 の高齢者を在宅で介護する人に、年 1 回一律 10,000 円の慰労金を支給します（90 日以上入院または入所した場合を除きます）。
愛の定期便事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、牛乳等の乳製品を定期的に業者が宅配するとともに安否確認を行います。
緊急通報システム事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、急病などの緊急時に迅速な対応を図るため、近親者や近隣協力員などの連絡体制を整備するとともに簡単な操作で消防本部に通報できる装置を設置します。
日常生活用具給付等事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具【電磁調理器、火災報知器、家具転倒防止器具等（70 歳以上）】を給付します。
訪問理美容サービス事業	理容所・美容室に出向くことが困難であり、65 歳以上の高齢者のみの世帯、またはひとり暮らし高齢者および市民税非課税世帯に属する介護保険制度の要支援 1 以上の認定者（第 2 号被保険者を除く）を対象に、年 6 回を限度に理容・美容師が自宅を訪問し散髪のサービスを行います。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊の見られる高齢者を介護している家族を対象に、安心して介護できる環境をつくるため、位置情報を送信する装置を貸与し、その高齢者が身につけることにより位置情報を介護者に知らせます。
在宅福祉サービス事業	日常生活を営むのに支障のある高齢者等への家事援助のサービスや要介護者・要支援者・身体障害者等で、単独での移動が困難な人を対象に、通院および外出介護などのサービスを提供します。
緊急医療情報キット支給事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急救命時に役立つ緊急医療情報キット【情報シート（持病・連絡先等の個人情報を記載）・シール（利用者を知らせる玄関用）・マグネット（保管場所を知らせる冷蔵庫用）】を給付します。
いばらき高齢者優待制度（いばらきシニアカード）事業	65 歳以上の高齢者へシニアカードを交付することにより、外出を促すことによって、健康増進や引きこもりの防止をし、高齢者を地域・企業・行政が一体となり支えあう社会の構築を目指しています。 また、カード裏面に個人情報（住所・氏名・連絡先等）を記載することができ、緊急事態の照会に役立つようになっています。 ※協賛店へシニアカードを提示することにより、各店に設定されたサービスの提供があります。

*各事業とも対象者要件や利用者負担がある場合があります。

*申請は、介護福祉課のほか麻生庁舎および北浦庁舎の総合窓口でも受け付けます。

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111（内線 121・125）

情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況を公表します

総務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

行方市情報公開条例および行方市個人情報保護の保護に関する条例の規定により、制度の運用状況を公表します。

1. 情報公開開示請求の状況

（平成26年度）

開示請求 件数	請求に係る決定内容		
21	開示	部分開示	不開示
20	開示	部分開示	不開示
1	部分開示	不開示	
0	不開示		

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

2. 個人情報開示請求の状況

（平成26年度）

個人情報取扱事務届出件数586件

開示請求 件数	請求に係る決定内容		
1	開示	部分開示	不開示
0	開示	裁量的開示	不開示
0	不開示		
0	不開示		

※個人情報の訂正、削除および利用停止の請求はありませんでした。

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

放課後児童クラブ・降園後保育指導員を募集します

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

市では、平成28年4月1日採用予定の放課後児童クラブ等の指導員（補助指導員）を募集します。お子さんを安心安全に見守り、一緒に遊んであげたりするもので、子どもの好きな方ならどなたでもできます。

■応募資格

行方市または隣接市町村在住の方で、元気があり子どもの健全育成に熱意があり、高卒以上の方

■指導内容

子ども達への生活指導、遊びを中心とする保育および安全の確保

■雇用期間

4月1日～6月30日

■勤務日

月曜日～土曜日（週3～6日）

■勤務時間

午後2時30分～午後6時30分（1日保育時は午前7時45分から午後6時30分の間でシフト制）

■時給

▼指導員980円（教職免許や保育士免許等を持っている方）

▼補助指導員810円

■募集人員

若干名

■勤務場所

市内放課後児童クラブおよび降園後保育施設

■採用

電話にて、こども福祉課（玉造庁舎）までご連絡ください。後日、面接をいたします。事前に履歴書を提出願います。

■申込締切

3月15日（火）午後5時

介護保険料および後期高齢者医療保険料口座振替領収済通知書廃止のお知らせ

保険料を口座振替にて納付されていた方には、毎年3月にその年度分の「口座振替領収済通知書」をお送りしていましたが、経費削減および省資源化の観点から、平成27年度振替分から廃止とさせていただきます。

*2月号でもお知らせしましたが、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税につきましては廃止となります。

■問い合わせ

▼市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税については

収納対策課（麻生庁舎）

☎0299・72・0811

▼介護保険料については

介護福祉課（玉造庁舎）

▼後期高齢者医療保険料については

国保年金課（玉造庁舎）

☎0299・55・0111

平成28年度 身近なみどり整備推進事業の募集

農林水産課（北浦庁舎）

☎0291（35）2111

市では平成20年度から県森林湖沼環境税を活用し、荒廃した平地林・里山林の手入れを行なっています。

実施については次の条件を満たす必要がありますが、最初の整備費用は県の負担により市が整備するため、個人で負担することはありません。

■事業の対象条件

- ①民有林または事業実施後に森林となることが確実な区域であつて地域の環境保全に寄与する区域
- ②市と森林所有者、森林ボランティア等において、10年間の森林の転用禁止などを定めた保全管理協定が締結されることが確実な区域
- ③区域面積がおおむね0.05ha（500㎡）以上の区域

■整備の例

- ・平地林・里山林の整理伐等整備
- ・通学道路沿いの森林整備
- ・森林に侵入する竹の駆除
- ・有害鳥獣（イノシシ）対策としての里山林整備等

事業内容など詳細については直接ご相談ください。

国民年金のお知らせ

◎ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

◎付加年金で年金額が増やせます！

付加年金は第1号被保険者（国民年金加入者）のための制度です。定額の保険料に加算して付加保険料（月額400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

また、付加年金の年金額は、200円×付加保険料を納めた月数です。

【例】10年間（120月）付加保険料を納めた場合

- ・納める額
400円×120月＝48,000円（10年分）
- ・将来受け取れる額
200円×120月＝24,000円（年額）

（つまり、年金をもらいはじめて2年で納めた分が戻ってくる計算になります。）

納めることができる方は、第1号被保険者（国民年金加入者※任意加入者を含む）です。

付加年金のみの加入はできません。また、保険料の免除や学生納付特例の申請をしている方、国民年金基金に加入している方は加入できません。

加入の手続きは、3庁舎（玉造庁舎国保年金課・麻生庁舎総合窓口・北浦庁舎総合窓口）、またはお近くの年金事務所に年金手帳（または基礎年金番号のわかるもの）、印かんをご持参の上、お申し出ください。

加入については、お申し出のあった月からとなります（【例】3月18日申し出→3月分から）。さかのぼって加入することはできません。

【問い合わせ】水戸南年金事務所 TEL 029-227-3251 国保年金課（玉造庁舎）TEL 0299-55-0111

シリーズ 国民健康保険

春は異動の季節です

国保への届け出をお忘れなく！

手続きが必要となる主な例		必要な書類等
国民健康保険に加入するとき	ほかの市町村から転入したとき	ほかの市町村の転出証明書
	会社等の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	会社等の健康保険を喪失した証明書
国民健康保険を喪失するとき	他の市町村へ転出するとき	国民健康保険証
	会社等の健康保険に加入したとき、または被扶養者となったとき	国民健康保険証・会社等の健康保険証
	死亡したとき	国民健康保険証
	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなったとき	国民健康保険証
国民健康保険証の記載内容に変更があるとき	住所・氏名・世帯主が変わったとき	国民健康保険証
	修学のため市外に住所を移したとき	国民健康保険証・在学証明書

※異動のあった日から14日以内に届け出をお願いします。手続きの際は認め印をご持参ください。手続きは3庁舎（玉造庁舎国保年金課・麻生庁舎総合窓口・北浦庁舎総合窓口）いずれでもできます。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎）TEL 0299-55-0111

市があなたに代わって浄化槽を設置・維持管理します

～平成 28 年度 戸別浄化槽整備事業（市設置型浄化槽）～

■戸別浄化槽整備事業とは・・・

従来、浄化槽は個人において設置・維持管理を行っていたものですが、本事業は市民の皆さんに代わって、市が浄化槽の設置・維持管理を行い、適正な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るものです。

この事業では、申請者から浄化槽工事の一部を負担していただく分担金と、設置後に市が行う維持管理などの費用を毎月の使用料として納付していただくことになります。

■対象地域

麻生・玉造地区の公共下水道認可区域および農業用集落排水事業区域を除く市内全域

■加入分担金および使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）
140㎡未満	5 人槽	110,000 円	3,800 円
140㎡以上	7 人槽	140,000 円	4,000 円
2 世帯住宅	10 人槽	190,000 円	5,100 円

【問い合わせ】

下水道課施設整備グループ（玉造庁舎）
TEL 0299 - 55 - 0111

■浄化槽の規格

高度処理型合併浄化槽 窒素・リン除去タイプ (BOD10mg/ℓ以下、総窒素量 10mg/ℓ以下、リン 1 mg/ℓ以下)

■設置希望の方は・・・

- ①申請受付は、**平成 28 年 4 月 1 日から**下水道課（玉造庁舎）で開始します。
 - ②申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
 - ③希望時期の遅くとも 2 カ月前までにはお申し込みください。
- また、**浄化槽の設置基数には制限があります**のでお早めにご検討ください。

■浄化槽設置工事と維持管理における負担および管理区分

1. 設置工事に係る市および個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①浄化槽本体設置工事（ブロワ含む）標準 ②浄化槽本体工事に係る附帯工事 	①配管工事→市指定工事店へ依頼してください。 ※単独浄化槽からの転換の場合、配管工事費に対する補助制度があります。 *補助額 60,000 円 / 基 ②宅内設備の改造や改築 ③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧など ④既設浄化槽等の撤去 ※単独浄化槽からの転換の場合、撤去費に対する補助金制度があります。 *補助額 90,000 円 / 基 ⑤屋外コンセント設置工事 ⑥駐車場タイプにする場合の補強工事 ⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者等への許可申請

2. 維持管理に係る市および個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①保守点検（年 3 回）および法定検査（年 1 回）に要する費用 ②汲取りおよび清掃（年 1 回）に要する費用 ③修繕費用（ただし、個人が浄化槽を破損した場合には個人負担となります。）	①浄化槽使用料 ②電気料（本体およびブロワに係る電気料） ③清掃に要する水道使用料

<負担及び管理区分図>

